■ 令和2年事業年度の業務実績に関する評価結果にかかる意見書(令和3年8月18日 2その他の意見)

意見	取組状況	回答
(1) 疫学分野における事業展開及び人材育成について		
[\varthingsize \cdots \	〇全所体制でゲノム解析を実施するプロジェクトチーム(新型コロナウイルスゲノム解析チーム)を立ち上げ、ゲノム情報、府内疫学情報、国内外の変異株情報を軸にしたサーベイランスによって現状把握及びリスク評価を行った。 〇ゲノム解析技術は、新たな感染症の発生や薬剤耐性菌のアウトブレイク調査などに今後必須となるため、将来に向けて技術力を高め、人材育成に努めた。	法人
	〇国立感染症研究所が実施する実地疫学研修(2年)に、令和2年4月から研究員1名を派遣した。また、令和4年4月から研究員1名を新たに派遣した。 〇現場対応能力向上のため、0-FEIT構成員が府内保健所の職員に対し、新型コロナウイルス感染症等に関する疫学研修を実施した。	法人
(2)健康危機事象発生時における連携体制について		
はじめとした他機関との連携に取組まれたい。	○森ノ宮センターにて一元的に変異株スクリーニング検査を実施するとともに、ゲノム解析を実施するプロジェクトチームを全所体制で立ち上げた。○大阪府内で実施された他機関のゲノム解析情報を集約し、疫学情報と合わせて報告し、大阪の感染症対策に貢献した。○各部門で大学や企業との多くの共同研究を推進した。	法人
	〇目的積立金は、法人が経営努力として示した金額を適正に評価し承認している。 〇目的積立金の効果的かつ効率的な活用に向け、目的積立金活用選定会議を設置し、活用事業の 選定方針を定めるとともに、理事会の審議を経て令和3年度に引き続き令和4年度予算に計上し た。 〇目的積立金を効果的かつ効率的に活用するため、研究員3名の「大学院修学支援」を実施し た。	設置団体 法人
(4)施設一元化に向けた組織の一体化について		
	〇令和2年3月末に策定した一元化施設における組織体制の素案を基に、その後の状況の変化等も 考慮し、令和3年9月に組織再編案を策定した。	法人
 (5)対外的な業務拡大について		
地方独立行政法人としての自主性や機動性を発揮して、産業界等を対象とする研修事業など対外 的な業務の拡大を図られたい。	〇医師会や企業等が主催する研修会に、公衆衛生の専門家として講師を派遣した。 〇行政又は医薬品製造業者等からの医薬品承認審査や試験法の設定に関わる相談等に対応した。	法人
 (6)広報活動の強化について		
知度向上を図るとともに、西日本の中核的な地方衛生研究所としての存在感の向上を図られたい。 い。	〇報道機関と密な連携を図り、住民へ効率的で正確な公衆衛生情報を提供するために、報道機関との連絡会を毎月1回開催した。 〇新たに「大安研ちゃんねる」を開設し、動画による情報提供を開始した。 〇全国協議会(公衆衛生情報、衛生微生物、衛生化学)での研究成果発表や情報交換、研修会への講師派遣により、検査等の技術レベルの向上を図った。	法人

■ 第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果にかかる意見書(令和3年8月18日 2その他の意見)

意見	取組状況	回答
(1) 他機関との連携体制について		
地方独立行政法人の特性である自主性や弾力性を発揮し、行政、民間、大学など他機関との連携を通じ、公衆衛生の向上及び増進を図ることができるよう、業務を推進されたい。	○国の地方衛生研究所及び国立研究機関と検査技術に関する情報交換を行い、新しい技術の導入に関する知見を得て、検査技術のレベル向上を図る。 ○学術分野や企業等と連携し、公衆衛生分野の人材育成に貢献する。	法人
(2) 検査部門における業務運営の改善について		
検査部門におけるIT化の推進により、検体受付から成績書発行までの一元管理といった信頼性 確保にも対応した業務運営の改善に努められたい。	〇検査の信頼性向上と業務の効率化を目的に、検査室情報管理システム(LIMS)の令和5年度からの全所での本格導入に向け、令和4年度中にシステムを構築する。	法人
(3) 運営費交付金の執行について		
運営費交付金の執行について、法人の効率的かつ柔軟な業務運営が可能となるよう、一括して法人の裁量により運用出来るなど、設立団体として法人支援に努められたい。	〇本来、使途を特定しない「渡し切りの交付金」であるべき運営費交付金について、法人設立当初は府市による厳格な紐付け管理や執行上の制約が多数残存していたが、令和2年度において、物件費の流用に加え、運営上やむを得ない場合は人件費と物件費間の流用が可能となり、使途や執行額の紐付け管理が実質的に解消された。引き続き、予算の共通化に向け、協議を進めていく。	設置団体
(4) その他業務運営に関する事項について		
次期中期目標期間においては、法人と設立団体がさらなる連携を図り、外部有識者の知見等を活用しながら、理事長のリーダーシップのもと、明確な責任体制において法人運営に努め、独法化及び府市統合における効果を最大限発揮されたい。	〇理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、役員をはじめ全職員が法人の年度計画を達成するために、幹部会などを活用し、効率的・効果的な業務遂行に努める。 〇組織の活性化を図るため、組織マネジメントの専門家から適宜法人運営に関するアドバイスを 受けるなど、外部有識者の知見を活用する。	法人